

中 間 業 務 報 告 書

第 期中 { 年 月 日から
年 月 日まで }

株式会社 銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
株式会社 銀行
代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。
目 次

第1 中間事業概況書

- 1 事業の概要
- 2 営業所等の増減
- 3 会社役員及び職員の増減
- 4 株主の状況
- 5 貸倒引当金の状況
- 6 自己資本比率の状況

第2 中間貸借対照表

第3 中間損益計算書

第4 中間株主資本等変動計算書

第5 中間キャッシュ・フロー計算書

（記載上の注意）

- 1 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。第1条の8第1項の免許申請書又は法第53条第1項第8号の規定及び第35条第1項第3号若しくは第3号の2の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
- 2 この様式中財務諸表に係る金額は、本支店勘定決済終了後の計数を記載すること。
- 3 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。
- 4 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。
- 5 この様式中、第2 中間貸借対照表、第3 中間損益計算書、第4 中間株主資本等変動計算書、第5 中間キャッシュ・フロー計算書に注記すべき事項は、第5 中間キャッシュ・フロー計算書の次に一括して記載することができる。

6 上場会社等（金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書（同項に規定する半期報告書をいう。）を提出しなければならない会社（同項ただし書の規定により当該半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である銀行にあつては、この様式中、第2 中間貸借対照表、第3 中間損益計算書、第4 中間株主資本等変動計算書、第5 中間キャッシュ・フロー計算書については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

7 この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。

- (1) 同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合
- (2) 同一の事項を記載した書類を既に金融庁長官等に提出している場合において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき。

第1 第 期中 { 年 月 日から
年 月 日まで } 中間事業概況書

1 事業の概要

（記載上の注意）

主要勘定の増減の事由、償却及び引当の方針その他事業の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2 営業所等の増減

区 分	前 期 末	当中間期末	増減（△）
本 支 店			
出 張 所			
計			

（記載上の注意）

当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者（銀行法第52条の60の2第2項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。）が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

区 分	前 期 末	当中間期末	増減（△）
銀 行 代 理 業 者			
銀行代理業を営む営業所又は事務所			

（記載上の注意）

当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者について記載すること。

3 会社役員及び職員の増減

区 分	前 期 末	当中間期末	増減（△）
会 取 締 役	うち非常勤（ ）	うち非常勤（ ）	

	会 計 参 与			
	監 査 役	うち非常勤（ ）	うち非常勤（ ）	
	執 行 役			
	計			
職 員	事 務 系			
	庶 務 系			
	計			
合 計				

(記載上の注意)

- 1 「執行役」欄は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数については、欄外に次のとおり記載すること。

当中間期末における取締役を兼務する執行役の員数 人

- 2 会計参与が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。
- 3 「職員」欄は臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。
- 4 職員計のうち出向職員（在籍のまま他社等へ出向している者）については欄外に次のとおり記載すること。

当中間期末における出向職員数 人

4 株主の状況

氏 名 又 は 名 称	所 有 株 式 数	割 合
	千株	%
そ の 他 の 株 主 （ 名 ）		
計 （ 名 ）		100

(記載上の注意)

持株数の多い順に 10 名を記載し、会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 67 条第 1 項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、欄外にその旨を記載すること。

ただし、銀行が 2 以上の種類の株式を発行している場合であつて、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、持株に係る議決権の個数の多い順に 10 名を併せて記載すること。

5 貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

	繰入額	取崩額	純繰入額 (△純取崩額)	当中間期末 残高	摘 要
一 般 貸 倒 引 当 金					

個 別 貸 倒 引 当 金					
特定海外債権引当勘定					
合 計					

(記載上の注意)

個別貸倒引当金の「取崩額」欄には、目的外の取崩額を計上することとし、目的に従う取崩額は、欄外に次のとおり記載すること。

個別貸倒引当金の目的に従う取崩額

百万円

6 自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目				
普通株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額(△)				
うち、社外流出予定額(△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額				
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額				
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額(イ)				
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービス・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービス・ライツに係るもの				

外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る 10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するもの				

の額				
その他 Tier1 資本不足額				
普通株式等 Tier1 資本に係る調整 項目の額 (ロ)				
普通株式等 Tier1 資本				
普通株式等 Tier1 資本の額 ((イ) －(ロ)) (ハ)				
その他 Tier1 資本に係る基礎項目				
その他 Tier1 資本調達手段に係る 株主資本の額				
その他 Tier1 資本調達手段に係る 株式引受権及び新株予約権の合計 額				
その他 Tier1 資本調達手段に係る 負債の額				
特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額				
その他 Tier1 資本に係る基礎項目 の額 (ニ)				
その他 Tier1 資本に係る調整項目				
自己保有その他 Tier1 資本調達手 段の額				
意図的に保有している他の金融機 関等のその他 Tier1 資本調達手段 の額				
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
Tier2 資本不足額				
その他 Tier1 資本に係る調整項目 の額 (ホ)				
その他 Tier1 資本				
その他 Tier1 資本の額 ((ニ)－ (ホ)) (ヘ)				
Tier1 資本				
Tier1 資本の額 ((ハ)+(ヘ)) (ト)				

Tier2 資本に係る基礎項目				
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額				
Tier2 資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額				
Tier2 資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額				
一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額				
うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額				
うち、適格引当金 Tier2 算入額				
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)				
Tier2 資本に係る調整項目				
自己保有 Tier2 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額				
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、マーケット・メイク目的保有 TLAC に該当しなくなったものの額				
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額				
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)				
Tier2 資本				
Tier2 資本の額 ((チ)－(リ)) (ヌ)				
総自己資本				
総自己資本合計 ((ト)＋(ヌ))				

(ル)				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産(オン・バランス)項目				
オフ・バランス取引等項目				
CVA リスク相当額を 8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額				
勘定間の振替分				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額				
フロア調整額				
リスク・アセット等の額の合計額 (ヲ)				
自己資本比率及び資本バッファ				
普通株式等 Tier1 比率 ((ハ)／(ヲ))	%		%	
Tier1 比率 ((ト)／(ヲ))	%		%	
総自己資本比率 ((ル)／(ヲ))	%		%	
最低単体資本バッファ比率	%		%	
うち、資本保全バッファ比率	%		%	
うち、カウンター・シクリカル・バッファ比率	%		%	
うち、G-SIB/D-SIB バッファ比率	%		%	
単体資本バッファ比率	%		%	
調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額				
その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に				

係る調整項目不算入額				
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額				
一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額				
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額				

（記載上の注意）

- 1 本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。
- 2 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ (10) に規定する単体自己資本比率をいう。
- 3 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 4 「その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 5 「Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 6 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 7 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 51 項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第 52 項に規定する第二種中間財務諸表の組替えに相当するものをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔資本バッファ比率のうちカウンター・シクリカル・バッファ比率〕

	当中間期末				前期末			
エクスポージャ	カウンタ	各国・地	適用され	適用され	カウンタ	各国・地	適用され	適用され

一の所在国・地域	一・シクリカル・バツファアの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	域の金融当局が定める比率（％）	るカウンター・シクリカル・バツファア比率（％）	るカウンター・シクリカル・バツファア比率（％） （経過措置ベース）	一・シクリカル・バツファアの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	域の金融当局が定める比率（％）	るカウンター・シクリカル・バツファア比率（％）	るカウンター・シクリカル・バツファア比率（％） （経過措置ベース）
アルゼンチン								
オーストラリア								
ベルギー								
ブラジル								
カナダ								
中国								
フランス								
ドイツ								
香港								
インド								
インドネシア								
イタリア								
日本								
韓国								
ルクセンブルク								
メキシコ								
オランダ								
ロシア								
サウジアラビア								
シンガポール								
南アフリカ								
スペイン								
スウェーデン								
スイス								
トルコ								
英国								

米国								
合計								

(記載上の注意)

- 1 本表は、海外営業拠点を有する銀行（連結自己資本比率を算出する銀行、銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行又は外国に所在する親法人等に対して当該外国において連結自己資本比率に準ずる基準が適用されている場合における当該親法人等の当該基準の適用に当たり連結の範囲に含まれる銀行を除く。）が記載するものとする。
- 2 「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)」とは、カウンター・シクリカル・バッファ比率（銀行法第 14 条の 2 第 1 号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。）の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。
- 3 「各国・地域の金融当局が定める比率(%)」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監督委員会が公表する各国・地域の比率（Add-on (per cent of RWA)）（当該比率が公表されていない場合には 0%、2.5%を超える場合には 2.5%）を記載すること。
- 4 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率(%)」は、カウンター・シクリカル・バッファ比率を記載すること（小数点第 3 位以下を切り捨て小数点第 2 位までを記載）。
- 5 本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、0 と記載すること。

〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕

項目	当中間期末	前期末
単体レバレッジ比率	%	%
最低単体レバレッジ・バッファ比率	%	%
単体レバレッジ・バッファ比率	%	%

(記載上の注意)

- 1 本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。
- 2 「単体レバレッジ比率」とは、銀行法第 14 条の 2 第 1 号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。
- 3 単体レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額	
コア資本に係る基礎項目				
普通株式又は強制転換条項付優先				

株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額(△)				
うち、社外流出予定額(△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額(イ)				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評				

価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額				
特定項目に係る 10%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)				
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産(オン・バランス)項目				
うち、経過措置によりリスク・ア				

セットの額に算入される額の合計額				
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額				
うち、上記以外に該当するものの額				
オフ・バランス項目				
CVA リスク相当額を 8% で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額の合計額を 8% で除して得た額				
勘定間の振替分				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8% で除して得た額				
フロア調整額				
リスク・アセット等の額の合計額 (二)				
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)／(二))	%		%	

(記載上の注意)

- 1 本表は、海外営業拠点を有しない銀行が記載するものとする。
- 2 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。
- 3 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 4 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 5 遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

第 2 第 期中 (年 月 日現在) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金		預 金	
コ ー ル ロ ー ン		譲 渡 性 預 金	
買 現 先 勘 定		コ ー ル マ ネ ー	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		売 現 先 勘 定	
買 入 手 形		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	
買 入 金 銭 債 権		売 渡 手 形	
商 品 有 価 証 券		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	
金 銭 の 信 託		借 用 金	
有 価 証 券		外 国 為 替	
貸 出 金		短 期 社 債	
外 国 為 替		社 債	
そ の 他 資 産		新 株 予 約 権 付 社 債	
リ ー ス 投 資 資 産		そ の 他 負 債	
そ の 他 の 資 産		未 払 法 人 税 等	
有 形 固 定 資 産		リ ー ス 負 債	
無 形 固 定 資 産		資 産 除 去 債 務	
前 払 年 金 費 用		そ の 他 の 負 債	
繰 延 税 金 資 産		賞 与 引 当 金	
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産		役 員 賞 与 引 当 金	
支 払 承 諾 見 返		退 職 給 付 引 当 金	
貸 倒 引 当 金	△	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	
		特 別 法 上 の 引 当 金	
		繰 延 税 金 負 債	
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	
		支 払 承 諾	
		負債の部合計	
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	
		新 株 式 申 込 証 拠 金	
		資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	
		そ の 他 資 本 剰 余 金	
		利 益 剰 余 金	
		利 益 準 備 金	
		そ の 他 利 益 剰 余 金	
		〇 〇 積 立 金	
		繰 越 利 益 剰 余 金	

		自 己 株 式 △ 自 己 株 式 申 込 証 拠 金 株 主 資 本 合 計 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 土 地 再 評 価 差 額 金 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 株 式 引 受 権 新 株 予 約 権 純資産の部合計	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提（会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）第 100 条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- ② 土地の再評価に関する法律（平成 10 年法律第 34 号）第 3 条第 3 項に規定する再評価の方法
- ③ 有形固定資産の減価償却の方法
- ④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- ⑤ 貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）
- ⑥ 退職給付引当金の計上方法
- ⑦ ヘッジ会計の方法
- ⑧ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- ⑨ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ⑩ 収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを

記載すること。)

⑩ その他採用した重要な会計方針

- (3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 213 条から第 218 条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに 1 株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。)
- (4) 金融商品(リース負債を除く。)の時価等に関する事項及び金融商品(リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。)の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項(ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)
- (5) 賃貸等不動産の時価に関する事項(重要性の乏しいものを除く。前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。)
- (6) 持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 225 条に規定する事項
- (7) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 222 条(ただし、同条において準用する同令第 8 条の 7 第 4 項を除く。)に規定する有価証券に関する事項
- (8) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロによる。

- (9) 次に掲げるリースに関する事項(重要性の乏しいものを除く。)

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

- ③ 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報
銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第 108 条第 4 項の規定に従い記載すること。

- (10) 関係会社(会社計算規則第 2 条第 3 項第 25 号に規定する関係会社をいう。)の株式又は出資金の総額

- (11) 次に掲げるもの(重要でないものを除く。)の発生の主な原因別の内訳

- ① 繰延税金資産(その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。)
- ② 繰延税金負債

- (12) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
 - (13) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
 - (14) 次に掲げる1株当たり情報に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合は、記載を省略することができる。）
 - ① 1株当たりの純資産額（銭単位）
 - ② 銀行が当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨
 - (15) 中間会計期間の末日後、当該中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
 - (16) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第226条及び第227条に規定するストック・オプションに関する事項
 - (17) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第228条から第231条まで、第234条、第266条及び第298条に規定する企業結合に関する事項
 - (18) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第232条、第233条及び第235条に規定する事業分離に関する事項
 - (19) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額
 - (20) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 3 「その他資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

第3 第 期中

(年 月 日から
 年 月 日まで)

中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	× × ×
資 金 運 用 収 益	× × ×
(うち貸出金利息)	(× × ×)
(うち有価証券利息配当金)	(× × ×)
役 務 取 引 等 収 益	× × ×
そ の 他 業 務 収 益	× × ×
そ の 他 経 常 収 益	× × ×
経 常 費 用	× × ×
資 金 調 達 費 用	× × ×
(うち預金利息)	(× × ×)
役 務 取 引 等 費 用	× × ×
そ の 他 業 務 費 用	× × ×
営 業 経 費	× × ×
そ の 他 経 常 費 用	× × ×
経 常 利 益	× × ×
(又 は 経 常 損 失)	
特 別 利 益	× × ×
特 別 損 失	× × ×
税 引 前 中 間 純 利 益	× × ×
(又 は 税 引 前 中 間 純 損 失)	
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	× × ×
国際最低課税額に対する法人税等	× × ×
法 人 税 等 調 整 額	× × ×
法 人 税 等 合 計	× × ×
中 間 純 利 益	× × ×
(又 は 中 間 純 損 失)	

(記載上の注意)

- 1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 2 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益の金額は除去して記載すること。
- 3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合に

おける次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

(1) 当該中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(3) 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。

(2)に掲げる事項が中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

(2)及び(3)に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

5 次に掲げる 1 株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1) 1 株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した 1 株当たりの中間純利益金額をいう。以下この様式において同じ。）（銭単位）

(2) 銀行が当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して 1 株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額を算定している旨

第 4 第 期中 [年 月 日から
年 月 日まで] 中間株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本									評価・換算差額等				株式 引受 権	新株 予約 権	純資産 合計	
	資本 金	資本剰余金			利益剰余金			自己株 式	株主資 本合計	その 他有 価証 券評 価差 額金	繰延 ヘッ ジ損 益	土地 再評 価差 額金	評価 ・換 算差 額等 合計				
		資本 準備 金	その 他資 本剰 余金	資本 剰余 金合 計	利 益準 備金	その他利益 剰余金											利益剰 余金合 計
						×× 積 立 金	繰越利 益剰余 金										
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	×	×	×	×	×	×	
当中間期 変動額																	
新株の 発行	××	××		××						××						××	
剰余金 の配当					××		△××	△××		△××						△× ×	

中間純利益							×	×		×							×	×	
自己株式の処分									×	×								×	×
・・・ ・・・																		×	×
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）											×	×	×	×	×	×	×	×	×
当中間期変動額合計	×	×	－	×	×	－	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
当中間期末残高	×	×	×	×	×	×	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

(記載上の注意)

- 1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 2 変動事由及び金額の記載は、概ね中間貸借対照表における記載の順序によること。
- 3 株主資本以外の科目については、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
- 4 その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 6 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。
- 7 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 316 条から第 319 条までの規定に従い注記すること。
- 8 遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

第 5 第 期中

年 月 日から
年 月 日まで

中間キャッシュ・フロー計算書

[直接法により表示する場合] (単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	

貸付金回収による収入	
預金払出による支出	
貸付金利息収入	
預金利息支出	
営業経費支出	
.....	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
.....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の中間期末残高	

（記載上の注意）

- 1 中間連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
- 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は銀行のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

〔間接法により表示する場合〕

（単位：百万円）

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益（又は税引前中間純損失（△））	
減価償却費	
減損損失	
貸倒引当金の増減（△）	

資金運用収益	
資金調達費用	
有価証券関係損益（△）	
貸出金の純増（△）減	
預金の純増減（△）	
資金運用による収入	
資金調達による支出	
.....	
小計	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
.....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の中間期末残高	

（記載上の注意）

- 1 中間連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
- 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は銀行のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。